

令和4年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月19日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	8
管理者提出議案の上程及び説明	18
議案第11号の説明、質疑、討論、採決	20
議案第12号の説明、質疑、討論、採決	21
議案第13号の質疑、討論、採決	28
議会行政視察研修の実施について	30
閉会中の継続審査の件	31
管理者挨拶	32
閉 会	32

埼玉中部環境保全組合告示第7号

令和4年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月11日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和4年10月19日（水）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）
- 3) 議案第13号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	頓 所 澄 江	議 員
3 番	金 子 雄 一	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	滝 瀬 光 一	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和4年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和4年10月19日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第13号の質疑、討論、採決
- 第11 議会行政視察研修の実施について
- 第12 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	頓所澄江	議員
3番	金子雄一	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	滝瀬光一	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	並木正年	君
副管理者	三宮幸雄	君
代表監査委員	田中光一	君
会計管理者	小川輝由	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	大澤修一	君
建設推進課長	田村邦博	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	神田将大
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 神田 隆議長 ただいまから令和4年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
- 戸谷照喜議員から、所用のため本日の会議に遅参する趣旨の届出がありましたので、これを了承し、皆様に報告いたします。
- ただいまの出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
- なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願ひいたします。
- ここで、7月に執行されました鴻巣市長選挙によりめでたくご当選され、8月1日付で新たに鴻巣市長に就任されました並木新市長様が副管理者として出席しておりますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
- 並木正年副管理者 皆様、おはようございます。8月1日より鴻巣市長に就任しました並木正年です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 神田 隆議長 どうもありがとうございました。

◎開議の宣告

- 神田 隆議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 神田 隆議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願ひます。

◎会議録署名議員の指名

- 神田 隆議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、11番、齊藤嘉宏議員、13番、柳谷泉議員、1番、川崎葉子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

- 神田 隆議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。
- 去る10月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。
- 柳谷議会運営委員長。
- 柳谷 泉議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程

第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る10月11日午前9時30分から、当センター会議室において、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問。通告者は2名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしく願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）。

日程第10、議案第13号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第11、議会行政視察研修の実施について。

日程第12、閉会中の継続審査の件。

以上でございます。

次に、日程第7、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第10、議案第13号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、田中代表監査委員より決算審査報告がございます。その後、休憩を取りまして、全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

なお、全員協議会及び日程第10の議案審議の際、質疑に関しましては両方の場で質疑をすることが可能と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほかといたしまして、行政視察研修に関しましては、参加者から5,000円の自己負担をいただくことと、クールビズ期間ではございますが、ネクタイを着用することを決定いたしましたので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、令和4年度の人事院勧告に基づき期末手当等の改定が予定されております。当組合の職員給与条例は、鴻巣市の条例を準用しており、鴻巣市が11月25日に開会する予定の12月定例議会で人事院勧告どおり改正されますと、当組合職員の12月期末勤勉手当は自動的に0.1月分引上げになります。当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきましては、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率の改定につきましては、構成市町の状況を鑑み、関連する条例改正及び補正予算を11月30日までに告示する必要があります。議会運営委員会といたしましては、組合議会を開会するいとまがないと認められますので、前例に倣い、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることをやむなしと決定いたしました。

次に、原口前副管理者の組合表彰について協議がなされ、議会定例会の開会前に挙行することに決定いたしました。原口前副管理者は都合により欠席となったため、表彰式は執り行われませんでした。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置がされております。また、自席での各発言については、着席のまま行うことになりました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、議場内での傍聴については、密を避けるため3名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた者が3名を超えるときは抽せんとすることを決定いたしました。

なお、傍聴者3名以外の方につきましては、この建物1階ロビーのモニター画面が設置された視聴会場において、先着順に20名を案内し、視聴していただくことに決定いたしました。

以上が10月11日に行われました議会運営委員会の報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第4、会期の決定につきましては、柳谷議会運営委員長の報告のとおり、10月19日、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○神田 隆議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から第2回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、令和4年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年第2回議会定例会以降の事務の執行状況等について報告を申し上げます。

初めに、入札の関係ですが、6月6日に2件、7月28日に2件、それぞれ施設の点検整備委託業務について入札を執行いたしております。

次に、お手元に配付させていただきました令和4年4月から令和4年9月までの上期の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが1万8,042.51トン、粗大ごみが794.60ト

ン、合計1万8,837.11トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ53.66トンの減、粗大ごみ78.28トンの減、合計131.94トン、0.70%の減でありました。当組合管内から発生したごみ処理量は、可燃ごみ、粗大ごみともに減少しております。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願いを申し上げるところでございます。

他団体からは、桶川市から3,013.68トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処理につきましては、合計2,504.32トンをセメント原料として処理委託しております。施設の運転、維持管理業務につきましても、順調に推移しております。

次に、新たなごみ処理施設の建設推進事業関係についてですが、7月6日に組合議会臨時会を開催し、新たなごみ処理施設等建設検討委員会設置条例を可決いただいた後、直ちに建設検討委員会を設置し、これまでに2回の会議が開催されております。第1回は、8月25日に開催され、14名の委員へ委嘱状を交付し、諮問や今後の協議の進め方等について協議がなされております。第2回は、10月7日に開催され、建設予定地の現状と地元協議の経過等について協議がなされた後、委員と事務局において現地確認が行われております。今後、建設地の決定に向け、検討委員会におきまして、諮問に対する調査・確認、答申に向けた協議が進められます。

なお、新たなごみ処理施設等に関わる整備構想の策定や検討委員会の運営に関する業務等については、公募型プロポーザル方式を採用して、参加表明された事業者から提出された提案書について審査を行い、評価点が最も高かった株式会社建設技術研究所関東事務所を受託候補者に決定して、支援業務委託契約を締結しております。

また、今後、国の交付金を受けるために必要となる循環型社会形成推進地域計画の策定支援業務につきましても、同一の業者に発注することにより、事務の効率化及び経費の削減が図られることから、同社と委託契約を締結しております。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、8月26日に関東地方整備局大宮国道事務所、上尾道路受注コンサルタントとの意見交換を実施しております。また、9月9日には大宮国道事務所、上尾道路受注コンサルタントと現地の立会いを行い、今後用地買収に伴う調査が進められるとお聞きしております。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

管理者の報告が終わりました。

◎一般質問

○神田 隆議長 日程第6、一般質問を行います。

通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1 番目の通告者、齊藤嘉宏議員の質問を許可いたします。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 皆さん、おはようございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

私の今日の一般質問の中身というのは、先ほどお話がありました新しいごみ処理施設についての検討委員会においてお配りされたと思われる、私は参加していないものですから分かりませんが、資料、これは新しいごみ処理施設等の建設検討委員会への諮問に対する説明の文章の中にあります。資料のナンバー5のプリントですけれども、これに基づいて質問させていただきます。

まず、建設予定地をめぐる2市1町の基本的な考え方の説明文の文章中ですが、1点目として、「地権者及び近接する地域において、事業に対する合意を得ることが難しい場合があります」とあるが、このことはどういう意味なのかということです。

2つ目が、「同意書や事業の推進に必要であった農振除外申請書が地権者から出されるなど」、これは前のことを言っていると思うのですけれども、関係者全員から出されているのか。

3点目が、後段での中身なのですけれども、「当建設予定地の状況は、課題の軽減が期待できる」という形で文章がありますけれども、この課題の軽減とは何か。

次、文章の後半の部分ですが、「合意書を踏まえての本組合の事務の進め方」という文があるのですけれども、その中で1つ目として、「地元との話合いの実績、参考となる各種資料があり」という形でありまして、話合いの実績、参考となる各資料とはどういうものか。

次の質問ですが、鴻巣市のハザードマップでは、洪水想定浸水区域となっている、埼玉中部環境センターもこのような区域に当てはまる形になっていますけれども、新たな技術を導入することは、造成費用をどのように考えているのか。つまり埼玉中部環境センターについては、いろいろと機場を設置したりした関係で同じ状況ではないと私は考えています。

次に、大きい2つ目です。公募型プロポーザル支援業務の関係ですが、この中では支援業務というのは、これは新たなごみ処理施設の整備構想の策定に向けて、どのような支援業務を行う。また、その具体的な内容というもの、これを明らかにしてほしいなということで一般質問させていただきます。

再質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新たなごみ処理施設等建設検討委員会への諮問に対する説明についての1、建設予定地をめぐる2市1町の考えの文章中、①、「地権者及び近接する地域において、事業に対する合意を

得ることが難しい場合があります」とあるが、どういうことかについてでございます。2市1町の考えとしまして、過去の他事例を見ますと、地権者や地元住民から同意を得ることに苦慮するケースがあるということでございます。

次に、②、「同意書や事業の推進に必要であった農振除外申出書が地権者から出されるなど」とあるが、関係者全員から出されているのかについてでございます。農振除外申出書につきましては、農振除外の手続を行う鴻巣市に地権者全員から提出されていたと伺っております。

次に、③、「後段での当建設予定地の状況は、課題の軽減が期待でき」とあるが、課題の軽減とは何かについてでございます。2市1町の考えといたしましては、既に地元協議などが重ねられている中で、地元から事業に対し一定の理解が得られているとの認識から、郷地安養寺地内以外からスタートした場合と比較すると、地元協議に対する事務が軽減できるものと考えております。

次に、2、合意書を踏まえての本組合の事務の進め方の文章中、①、「地元との話し合いの実績、参考となる各種資料があり」とあるが、話し合いの実績、参考となる各種資料とはどのようなものかについてでございます。現在、彩北広域清掃組合のホームページには、鴻巣行田北本環境資源組合の事業に対しての地元協議の状況などが当時の協議資料とともに掲載されており、そこには地元の方の様々なご意見、ご要望などが記述されています。こういったものが参考になるのではないかと考えております。

次に、②、鴻巣市のハザードマップでは、洪水想定浸水区域となっている、埼玉中部環境センターもこのような区域に当てはまる、また新たな技術も導入とあるが、造成費用をどのように考えているのかについてでございます。造成費用については、立地条件により異なるものの、施設を建設するのに必ず必要となると考えておりますので、立地条件が類似した施設の整備の事例なども調査研究しながら、効率的な工法を検討してまいります。

次に、件名2、公募型プロポーザル支援業務についての1、支援業務とは、新たなごみ処理施設等の整備構想の策定に向けて、どのような支援業務及びその具体的な内容はについてでございます。業務内容につきましては、当組合のホームページにも掲載してございますが、新たなごみ処理施設等整備構想策定支援業務発注仕様書に定めております。

具体的な内容につきましては、主に整備構想策定支援業務と検討委員会等への対応の2点でございます。1点目の整備構想策定支援業務の主要事項といたしましては、ごみ処理の現状、基本方針、ごみ処理技術及びごみ処理システムの選定、本体施設整備構想、周辺施設、施設の配置計画例、施設整備の事業方式、概算事業費、施設整備スケジュールの9つの事項がございます。

2点目の検討委員会等への対応につきましては、検討委員会の運営に係る技術的な部分の支援であり、必要な資料の作成や説明、議事録の作成などでございます。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 それでは、2回目の質問をいたします。

まず、1回目の答弁、過去の事例を見ますと、地権者や地元住民から同意を得ることに苦慮するケースがあるという形ですけれども、この苦慮するケースについて、どのような形であったのか、それをもう少し伺います。

2つ目として、農振除外の手続を行う鴻巣市に地権者全員から提出されていたという答弁ですけれども、現状を見た場合に、農振除外対象地域はどのような扱いになっているか。現在の状況ですね。

それから、3つ目が建設予定地。これが行田、鴻巣、北本市で決めた場所で、埼玉中部環境保全組合としては郷地安養寺地内以外からスタートした場合と比較すると、地元協議に対する事務が軽減できるものと考えておりますとの答弁ですけれども、具体的に軽減できるもの、この説明をお願いします。

次の質問です。建設地を仮に郷地安養寺とした場合、土木工事費、周辺整備費としての予定額はどのくらいかかりますか。また、2市1町で予定額を配分した場合に、鴻巣市、北本市、吉見町でどのくらい必要になるか伺います。

この質問については、仮に郷地安養寺に建設地を選択した場合に、土木費、あるいは周辺整備費ができるだけ安くできるかどうかというものです。その関係というのは、納税者である市民、町民から考えれば非常に重要な問題だと考える、その立場からの質問であります。

次の質問です。鴻巣市のハザードマップで、これについては洪水想定浸水区域となっておりますが、その答弁がありました。洪水、浸水対策とは、このことは重要な対策でありますけれども、どのように対策を考えているのか、これをお聞きします。

次の質問です。仮に建設地として郷地安養寺が答申された場合は、多額の費用が予想されると思われ。郷地安養寺が建設地として適切なのか、不適切なのか、これを伺います。

次の質問ですが、建設検討委員会の委員長、これは荒井喜久雄氏について、この問題について伺いますけれども、荒井喜久雄氏はどこにでも出ている方、例えば過去にあった鴻巣行田北本環境資源組合、あるいは久喜市などで同じ荒井氏が担当しております。このことについてどのように考えるか伺います。

2回目の質問は以上であります。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

田村建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 それでは、齊藤議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目の同意の取得に苦慮する理由ですが、やはりごみ処理施設はあまり好まれない施設と思わ

れがちですので、建設に反対する方への対応が苦慮するところと考えております。

2点目の農振除外の状況ですが、鴻巣市に確認したところ、令和元年度に農振除外申出書が鴻巣行田北本環境資源組合から提出されましたが、その後、農振除外申出書の取下書の提出があったことからお返ししたとのことでした。したがって、現在は何も手続がなされていない状態と伺っております。

3点目の郷地安養寺地内以外と比べて何が軽減できるのかでございます。鴻巣行田北本環境資源組合により、平成27年1月からスタートした地元協議は、令和元年度の事業白紙以降も鴻巣市がこれを引き継ぐ中で、会議の形態だけでも約7年にわたり20回を重ねており、現在も鴻巣市は新ごみ処理施設整備推進懇話会において郷地地区及び安養寺地区の住民と意見交換を行っていると考えています。仮にこのような経緯が全くない場所でごみ処理施設を建設しようとした場合に、地元のご理解を得るための合意形成に係る地権者及び周辺住民との協議で多くの時間やコストが生じることが予見されます。このようなことから、繰り返しの答弁になりますが、地元協議に関するあらゆる事務が軽減できるのではないかと考えております。

4点目の土木工事や周辺整備の費用についてでございます。現在、まだ組合として建設予定地が決まっていないことから、土木工事費を含めた全ての概算事業費は算出できませんが、事業コストを抑えることが大事であることは組合としても承知をいたしております。

5点目の建設予定地の洪水、浸水の対策でございます。洪水、浸水対策については、現在先進事例などを調査研究しており、組合として建設予定地を決定後にその場所に適した対策を検討し、計画してまいります。

6点目の郷地安養寺地内が建設地として適切かどうかについてでございます。現時点で郷地安養寺地内が建設予定地として適切か否かはお答えしかねますが、まさに今現在、管理者からの諮問により、郷地安養寺地内が建設地として適地かどうかについて、検討委員会で調査確認が行われております。今後、検討委員会からの答申を受けて判断してまいります。

7点目の検討委員会の荒井委員長についてでございます。荒井委員長は、検討委員会の委員として経験が豊富であり、多くの知見があることから、識見を有する委員としてお願いしております。当組合での委員会を代表し、会務を総理しております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 3点目の質問に移ります。

1回目、2回目の答弁の中で、2番の質問した件ですけれども、答弁の中で、鴻巣市に確認したところ、これは農振除外の関係なのですけれども、令和元年度に農振除外申請書が鴻巣行田北本環境資源組合から提出されましたが、その後、農振除外の申請書の取下げの提出があったということ

で答弁がありました。したがって、現在は何も手続が行われていない白紙の状況と考えますけれども、この1回目、2回目の答弁を通じまして何うのですけれども、諮問に対する説明では、以前の組合の状況であって、その文面の中に、同意書や事業の推進に必要であった農振除外申請書が地権者から出されるなどとの文言であるけれども、先ほど申しましたけれども、現在その手続が行われていないという状況を確認して、この説明文の中では、文面と今の説明というのがそぐわない、一部文章を追加しないと合わないのではないかというふうに思うのです。ですから、諮問に対する説明文を正確に表現することが私は求められると思います。このことについてどう思いますか。

次の質問です。この建設検討委員会の答申というものがいつ出され、また埼玉中部環境保全組合の議会に提案されるのはいつになるか、このことについて伺います。

以上です。

○**神田 隆議長** 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

田村建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** それでは、齊藤議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

1点目の文書の表現でございますが、諮問に対する説明では、地権者から農振除外申出書が提出された事実のみを記述しております。後に事業白紙となった経緯があることから、その後の農振除外手続については触れておりません。文章を正確に表現すべきとのご意見は議員のおっしゃるとおりでございますので、より正確な記述を心がけてまいります。

また、2点目の答申時期に係るご質問ですが、次回の第3回委員会は11月16日に、第4回委員会は令和5年1月19日に開催予定となっております。答申につきましては、委員の皆様の前までのご意見を踏まえ、第4回で答申をまとめていただく予定ですので、委員会の進捗状況にもよりませんが、検討委員会の答申をいただいた後、速やかに議会に報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 以上で齊藤議員の質問を終了いたします。

2番目の通告者、川崎葉子議員の質問を許可いたします。

川崎議員。

○**1番 川崎葉子議員** おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきます。

大きな1番、新たなごみ処理施設の整備促進について。(1)、新たなごみ処理施設等建設検討委員会の進捗と議会への対応は。新たなごみ処理施設等建設検討委員会は、8月25日、10月7日と2回開催されています。ホームページでは、第1回目の会議録、第2回目については資料までが掲載されています。第1回目の会議録を見ますと、組合議会の中で異なる意見があった場合はどうするのか。また、郷地安養寺地区の地権者の了解は全員取れているのかとの質問につきましては、そもそも検討委員会と組合議会は役割が異なり、組合議会は執行機関の上程する条例等の審議をいただ

く機関、検討委員会は管理者の諮問に対する答申が目的。この委員会で建設予定地について答申をいただき、建設予定地が決定した後に地権者に説明を行って行く予定と答弁しています。さらに、今の候補地は、いろいろな評価項目の中で高い得点を取って決まっている。何を調査して適地として決定するかを先に決めておかないと結果が覆ることもある。検討委員会の諮問範囲を立地条件等の客観的観点にするなど明確にすべきであると思う。また、これまで長い間議論してきたので、蒸し返すのはよくない。100点満点の場所はない。ある程度の場所で決定し、進めるのがいい。第4回の答申に向けて、スピード感を持って進めてほしいという意見、要望もありました。建設予定地が適地かどうか決定する上での客観的資料は第2回目の会議で多く示されており、当日は会議後に現地視察。第3回目まで適地性について協議を重ね、来年1月19日に予定されている第4回目の検討委員会には答申内容を決定する予定になっています。限られた時間で凝縮した検討を行うことになるかと思いますが、順当に会議が進捗していけば来年1月19日には答申内容が決定するというところで、組合議会への報告のタイミングは2月の定例会になるかと考えます。

そこで、進捗状況を伺うとともに、ア、建設予定地の決定について、地権者、議会それぞれへの対応は。

イ、その後のスケジュールはについて伺います。

大きな2番、ごみ袋改良についての考えは。(1)、現在のごみ袋は、2010年の2月に導入している。CO₂削減の効果とごみの減量効果があると考えての導入だったが、12年が経過していることから改良について、以下、ア、イについての見解を伺う。

ア、環境啓発を促すメッセージの記載について。組合の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町によるゼロカーボンシティ宣言のタイミングを考え、「ごみ減量一人ひとりの自覚から」のメッセージを進化させる考えはあるか。

滋賀県近江八幡市では、SDGsを身近に感じてもらおうと、本年度から市が指定したごみ袋に環境啓発メッセージを記載しています。市の指定ごみ袋は、可燃、不燃の2種類で、可燃ごみ袋には、「生ごみをみんなで絞って、年間400トンの水分ダイエット達成!」、不燃ごみ袋には、「捨てればごみ!分ければ資源!まずは分別ルールを学ぼう!!」とのメッセージが記載されています。同市は、市民や事業者、行政が一体となって環境問題の改善に取り組む気候非常事態宣言を2021年7月に表明しており、その宣言に沿った形で環境啓発を促すメッセージの記載を始めました。

組合の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町は、それぞれ昨年から今年にかけ、ゼロカーボンシティ宣言を行っています。新たにごみ処理施設建設予定地の適地性の検討も始まっています。このタイミングを考え、現在のメッセージである「ごみ減量一人ひとりの自覚から」を進化させる考えはあるか伺います。

イ、容器包装(資源)袋45リットルの変更について。同サイズの燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋と同様の形にしてもらいたいとの要望を多くいただいている。ごみ袋の削減にもつながると考

え、提案する。容器包装（資源）袋45リットル、いわゆる黄色い袋については、ごみ袋の縛りやすさを考え、取っ手の部分をあえて残した形にしたと思われませんが、その分だけ入れる量が少なくなります。鴻巣市では、青い袋の燃やせないごみ袋も黄色い袋の容器包装資源袋も回収は週に1度ですが、燃やせないごみ袋よりもこの容器包装資源袋のほうが多く出されています。丁寧に分別をしているからこそだと思いますが、主婦の方からは容器包装（資源）袋45リットルの変更について、同サイズの燃やせるごみ袋、燃やせないごみ袋と同様の形にしてもらいたい。そうすれば少しでも多く入れることができ、資源袋の削減にもつながるのではないかとのご意見をいただいております。

そこで、経緯と今後の考えについて伺います。

以上です。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

田村建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 川崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新たなごみ処理施設の整備促進についての（1）、新たなごみ処理施設等建設検討委員会の進捗と議会への対応はのア、建設予定地の決定について、地権者、議会それぞれへの対応はについてでございます。令和4年度第1回臨時議会でご承認いただき、7月7日付で公布、施行しました新たなごみ処理施設等建設検討委員会条例に基づき、第1回検討委員会が8月25日に埼玉中部環境センターで開催され、選任された14名への委嘱状の交付、正副委員長の選任、諮問などが行われたほか、今後の協議の進め方や委員会のスケジュールについて協議をしていただきました。

また、傍聴につきましては、定員4名のところ、傍聴希望者は7名おりましたが、抽せんにより4名が傍聴しております。

諮問事項は、「基本合意書を受け、建設予定地を決定することについて」であり、諮問の趣旨として、「施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする」との合意内容を踏まえて組合事業を推進することを説明し、建設予定地をめぐる2市1町の考えと合意書を踏まえての本組合の事務の進め方について、基本合意書の写しや建設予定地の位置図などの資料を説明いたしました。

第2回検討委員会は、10月7日に埼玉中部環境センターで開催され、出席委員が13名、欠席委員が1名でした。なお、傍聴者は4名でありました。

協議・検討内容といたしましては、当建設予定地の現状やごみ処理施設の事業に対する地元協議の経過等の2つの議題について、資料を基に建設予定地の適地性や土地の権利関係に係る移動の有無、地元協議の概要などについて、当組合が調査した内容を説明いたしました。

また、会議後に建設予定地の現地確認を行い、委員の皆様にご覧いただきとともに、建設予定地の周囲にアクセス道路として活用可能な複数の幹線道路があることなどを説明いたしました。

なお、第1回及び第2回の検討委員会で使用した資料につきましては、当組合のホームページで掲載してございますが、今後も検討委員会や事業全体の進捗状況につきまして逐次発信し、議会へも適宜ご報告してまいります。

また、地権者への対応につきましても、検討委員会の答申を踏まえ、組合として建設予定地が決定された後、速やかに説明会などを行ってまいりたいと考えております。

次に、イ、その後のスケジュールはについてでございます。今後の予定といたしまして、第3回委員会は11月16日の開催を予定しており、第2回委員会に引き続き、諮問に対する調査・確認として、既存施設の老朽化の状況や当建設予定地での施設建設の可否について、留意点などを整理した資料をお示ししながらご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、答申に向けて、答申書に盛り込む内容などにつきましても協議を行う予定でございます。

第4回委員会は、令和5年1月19日の開催を予定しており、引き続き答申に向けた協議を行い、答申内容を決定していただく予定です。なお、予備日を設けております。

以上でございます。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 川崎議員さんの件名2のご質問にお答え申し上げます。

ごみ袋改良についての考えはの(1)、現在のごみ袋は2010年の2月に導入している。CO₂削減の効果とごみの減量効果があると考えての導入だったが、12年が経過していることから改良について、以下、ア、イについての見解を伺うについてのア、環境啓発を促すメッセージの記載について。組合の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町によるゼロカーボンシティ宣言のタイミングを考え、「ごみ減量一人ひとりの自覚から」のメッセージを進化させる考えはあるのかについてでございます。まず、「ごみ減量一人ひとりの自覚から」の標語になったいきさつを申し上げますと、平成17年10月1日の鴻巣市と川里町の合併に伴い、指定袋に表記された川里町の町名を削除する機会に併せて、ごみの分別と減量をなお一層充実させるために、ごみ減量化の標語を入れたらどうかと鴻巣市から提案がございました。これを受けて管内協議会で検討した結果、組合広報紙でごみ減量化の標語を2市1町から募集することとなり、平成17年12月発行の組合広報紙で指定袋の標語を募集したところ、13件の応募があり、管内協議会におきまして選考した結果、現在の標語に決定されたものであります。

ご質問のメッセージを進化させる考えはあるのかでございますが、指定袋の製造及び販売等につきましては、製造業者と管内協議会の会長との確約により定められておりますので、当組合だけで検討するのではなく、今後、管内協議会にお諮りしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、イの45リットルの容器包装の袋と燃やせるごみの袋、燃やせないごみの袋を同様の形にしてもらいたいについてでございます。ご質問のとおり、45リットルの容器包装の袋の形状はレジ袋

方式となっており、燃やせるごみの袋と燃やせないごみの袋の形状は平袋となっております。なお、45リットルのほかには30リットルと20リットルの袋がありますが、全てレジ袋方式となっております。

45リットルの平袋の外周寸法は、横65センチかける縦80センチであります。レジ袋方式は、取っ手部分の形状をつくるのに上から20センチほど部分カットしておりますので、使用可能な寸法は、横45センチと縦60センチとなり、実際の容量は45リットルより少なくなっております。当センター稼働当初は、ごみの専用袋はなく、平成7年に管内協議会で燃やせるごみと燃やせないごみの専用袋の導入について協議検討した結果、45リットルの袋については、レジ袋方式にすると平袋より1枚当たり1.5円割高になるということから、平袋に決定された経緯がございます。

なお、容器包装類の専用袋につきましては、容器包装リサイクル法が平成12年完全施行後に導入いたしました。当時、ボトル容器といったかさばるごみにはレジ袋方式で縛れるほうが良いということから、レジ袋方式が採用されております。

袋の形状を変更することにつきましては、管内協議会で協議検討をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 答弁が終わりました。

川崎議員。

○**1番 川崎葉子議員** まず、大きな1番につきましては、先ほど齊藤議員のほうからも質問がございまして、それについての答弁と重なりますが、いずれにしましても答申後速やかに私ども議会のほうにも報告がなされるものと期待をしておりますので、このことについての再質問はございません。

続きまして、大きな2番のごみ袋改良についての考えはにつきまして、ア、イ、いずれにつきましても管内協議会で協議検討をお願いするとの話でしたが、この管内協議会がいつ頃行われるのか伺います。

また、メッセージにつきましては、今のメッセージ記載についても13件から応募があつてなされたという答弁でございましたが、住民からメッセージを募ることで新たなごみ処理施設への関心を持っていただける効果もあると考えます。このことについても見解を伺います。

以上です。

○**神田 隆議長** 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

成井事務局長。

○**成井治久事務局長** 大変申し訳ありません。1回目の答弁の中で数字の間違いがございますので、その辺の訂正をお願いしたいと思います。申し上げますと、45リットルの平袋の外周寸法は、横65セ

ンチ掛ける縦80センチとありますが、レジ袋方式は、取っ手部分の形状をつくるのに上から20センチほど部分カットしておりますので、使用可能寸法は、横、先ほど「45センチ」と申しあげましたが、ここは横「65センチ」でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、川崎議員さんの再質問にお答え申し上げます。初めに、管内協議会に協議検討をお願いする時期についてでございますが、管内協議会の定例会は年4回開催される予定となっております。現在、事務局である鴻巣市に次の開催予定を確認したところ、11月7日月曜日に予定しているとのことでございます。

次に、メッセージにつきましては、川崎議員さんのご指摘のとおり、市民から意見を求めることも新たなごみ処理施設への注目度が高まると考えられますので、これにつきましても管内協議会で協議検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

よろしいですか。

以上で川崎議員の質問を終了いたします。

通告のありました一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ここで田中代表監査委員の入場を許可いたします。お願いいたします。

休憩 午前 9時55分

〔監査委員入場〕

再開 午前 9時56分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○神田 隆議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るために改正するものであります。

議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,480万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ 8 億 6,484 万 8,000 円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、財産収入 8 万 3,000 円、繰入金 4,255 万 8,000 円及び繰越金 1,216 万 2,000 円の増額であります。歳出につきましては、議会費 31 万 8,000 円の増額、総務費 313 万 6,000 円の減額及び衛生費 5,762 万 1,000 円の増額であります。

議案第 13 号 令和 3 年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、歳入総額は 7 億 8,093 万 5,405 円で、予算現額に対し 113 万 7,405 円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金 4 億 8,000 万円、使用料及び手数料 1 億 4,341 万 4,340 円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額 7 億 6,377 万 2,958 円、執行率 97.94% であります。歳出の主なものは、総務費 9,116 万 975 円、衛生費 6 億 6,790 万 5,423 円であります。

以上、決算の概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

議案第 11 号から議案第 13 号については、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

以上 3 議案について、慎重審議の上、原案のとおり可決、認定賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○**神田 隆議長** 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第 13 号 令和 3 年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算審査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○**田中光一代表監査委員** 皆さん、こんにちは。監査委員の田中と申します。ただいま議長より、令和 3 年度決算審査に関する報告を求められましたので、これから報告させていただきます。

地方自治法第 233 条 2 項の規定に基づきまして、去る 8 月 19 日に当組合管理者より提出された関係諸帳簿を滝瀬監査委員とともに、当組合会議室において審査を実施いたしました。

現金出納帳等の諸帳簿、関係書類等を照会いたしました結果、決算書等の計算数値に関しては誤りはなく、決算書及び附属明細書は適正に作成され、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**神田 隆議長** どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、10 時 20 分より議場において全員協議会を開催しますので、よろしく願いします。

休憩 午前 10 時 02 分

〔監査委員退場〕

再開 午前10時55分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第8、議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第11号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び1歳以降の育児休業取得の柔軟化並びに育児参加のための休暇の対象期間の拡大が行われることから、国に準じた改正を行うもの、並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に係る規定の整理をいたしたいとするものであります。

議案書を2枚おめくりいただき、議案第11号資料の新旧対照表をお願いいたします。第2条第3号のアでは、非常勤職員の子が出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと要件を緩和するものであります。

第2条第3号イでは、非常勤職員が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。第2条の3及び1枚おめくりいただき、第2条の4では、夫婦交代での育児休業及び特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。第3条は、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するとともに、第7号において、任期を定めて採用された職員について、任期の更新があった場合の規定を定めるものであります。

なお、当組合の構成市町においても、本年9月議会で職員の育児休業等に関する条例の改正がなされておりますので、本議案はそれに倣い、同様の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりました。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第9、議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 議案第12号 令和4年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

表紙の裏面、1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,480万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,484万8,000円とするもの

であります。

詳細につきまして申し上げますので、2枚おめくりいただき、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、3款財産収入、1節利子及び配当金8万3,000円の増額につきましては、11月2日に施設整備基金積立金預金利子が確定いたしますので、増額をするものであります。なお、預入先は埼玉中央農業協同組合西吉見支店のJAバンクで、利率は0.006%であります。

4款繰入金、1節基金繰入金4,255万8,000円の増額につきましては、3款衛生費、2目塵芥処理費の増額に伴い、財政調整基金からの繰入れをお願いするものでございます。

5款繰越金、1節繰越金1,216万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、繰越しをするものであります。

次に、歳出ですが、1款議会費、1目議会費31万8,000円の増額につきましては、まず去る5月定例会にて条例改正いたしました議員期末手当の支給割合の改正に伴う3節職員手当等8万2,000円の減額がありましたが、令和4年度の議会行政視察研修の視察先の決定により、鉄道運賃から航空券へ変更することに伴う8節旅費40万円を増額するものであります。

6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費322万円の減額につきましては、4月1日付の人事異動と期末手当の支給割合の改正に伴い、2節給料96万7,000円の減、3節職員手当等190万4,000円の減、4節共済費61万4,000円の減額をするものであります。

7節報償費1万円の増額につきましては、7月をもって退任された原口前副管理者へ当組合の表彰規程に基づく記念品代であります。

8節旅費15万2,000円の増額につきましては、議会費同様に、議会行政視察研修の視察先の決定に伴い、特別職3名分と事務局2名分の研修旅費を増額するものであります。

11節役務費10万3,000円の増額につきましては、財務会計システム導入に伴い、固定IPアドレスの取得が必要となることから、プロバイダーへの利用料を増額するものであります。

3目施設整備基金費、24節積立金8万4,000円の増額につきましては、11月2日に発生する利子を施設整備基金に積立たいとするものであります。

7ページをお願いいたします。3款衛生費、1目清掃総務費20万6,000円の減額につきましては、施設課職員2名の期末手当の支給割合の改正に伴う減額であります。

2目塵芥処理費、10節需用費6,000万円の増額につきましては、電気料金の燃料調整費単価の急激な値上げにより不足が見込まれるため、光熱水費3,900万円を増額するものであります。

修繕料2,100万円の増額の内訳につきましては、本年1月末に焼却灰を灰ピットに押し出す3号炉の灰押出装置の不具合により、3号炉の運転ができない緊急事態となりましたので、当初予算に計上してある修繕料で一時対応させていただきました灰押出装置修繕1,408万円であります。6月には、バグフィルターのばいじんを貯留する飛灰貯留タンク内の機械に腐食が見つかり、修繕を行わないと、今後ばいじんの搬出ができなくなり、焼却炉の運転もできなくなりますことから、飛灰

貯留タンクシリンダ修繕として594万円。また、9月には、ボイラーから蒸気ラインに数か所の腐食により蒸気漏れが見つかり、今後焼却炉の運転ができなくなりますことから、現在実施しておりますが、スートブロワ等ドレン配管修繕として98万円の増額をお願いするものであります。

3目建設推進費217万3,000円の減額につきましては、当初予算では建設推進課職員4名分の人件費を計上させていただきましたが、職員1名分の減と派遣職員の確定及び期末手当の支給割合の改正に伴い、2節給料81万8,000円の減、3節職員手当等86万8,000円の減、4節共済費48万7,000円の減額をするものであります。

以上でございます。よろしくお申し上げます。

○**神田 隆議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

湯沢議員。

○**7番 湯沢美恵議員** 塵芥処理費の修繕料につきましてお伺いしたいと思います。

先ほど3号炉の修繕がらご説明あったのですが、本日提案されています決算報告書を見ますと、焼却分につきましては、1号炉、2号炉、3号炉、多少の差はありますが、どの炉も満遍なく一応使っている状態の中で、3号炉を使えない状態があったというご説明だとすると、桶川市のごみの受入れも今後も続くと思いますので、問題がなかったのかどうかという点。

それと、具体的に運転ができなかった期間というのはどれくらいなのか。今もまだ修繕中なのか、そのあたりについてご説明をください。

○**神田 隆議長** 成井事務局長。

○**成井治久事務局長** 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

3号炉の修繕中、運転ができないが、問題ないのか。また、運転ができない期間はでございますが、焼却炉の運転につきましては、基本的に1炉運転を2か月のサイクルでローテーションを組んでおり、ピットにごみが多くなると2炉運転で調整しております。3号炉の灰押出装置につきましては、本年1月末に不具合により運転ができない緊急事態となり、当初予定していた桶川市の受託ごみもありましたが、1号、2号の2炉で対応をしましてまいりました。この修繕においては、プラントメーカーであります三菱重工業でしか修繕ができず、部品については、ドイツのマルチン社がウクライナで製作し、輸入しなければならぬため、最短でも6か月の月日を要しますが、今回ウクライナ情勢もあり、完了したのが先週の14日でありましたので、約9か月間の運転ができない事態となったわけでございます。

以上でございます。

○**神田 隆議長** ほかに質疑はありませんか。

柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 大きく2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

同じ塵芥処理費の中で、まず光熱水費のほうでございますけれども、今年度から費用対効果が得

られるということで、東京電力から違う電力会社と結んだ経緯がございますけれども、3,900万円というかなりの高額でございますけれども、現在の契約でも費用対効果は得られているのかお伺いさせていただきます。

もう一点といたしまして、同じ需用費の2,100万円で、今湯沢議員さんからもお話がありましたとおりでございますけれども、大きく3点ということでありまして、修繕計画で予定していた計画なのかどうなのか。あと、この修理が突発性であるのかないのか。過去5年間どの程度突発性の故障が発生をしているのかお伺いさせていただきたいと思います。

○神田 隆議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目の電気料金の契約はどのようになっているのか、また現在の契約でも費用対効果は得られているのかについてでございます。電力につきましては、平成28年4月から電力の自由化が開始されております。令和4年度から電力の需給事業者を東京電力エナジーパートナー株式会社から株式会社エネリンクに変更した場合の試算をしたところ、年間基本料金が793万円の削減が見込まれました。株式会社エネリンクは、取引がある小売電気事業者と価格交渉し、最も安価な適切な事業者を提供するエネルギーサービスプロバイダー、ESP方式により、年間基本料金の削減額の4割をESP委託料として支払いますが、残りの6割の支出が削減できるメリットから電力需給先の変更をしたものでございます。

本補正につきましては、原油高による燃料調整費の単価の急激な値上げによるもので、どこの業者と契約をした場合でも燃料調整費は同額となることから、現在の契約でも費用対効果はあるものと考えております。

次に、2点目の、3件の修繕は修繕計画に予定していたものなのか、突発性なのか。また、過去5年間の修繕状況についてでございます。本補正でお願いした3件の修繕につきましては、令和4年度の修繕計画には予定していない突発的な修繕でございます。

また、過去5年間の修繕状況を申し上げますと、平成29年度は当初予算6,260万円に対し、突発的修繕は約767万円。平成30年度は、当初6,400万円に対し、突発的修繕は約813万円。令和元年度は、当初予算7,850万円に対し、突発的修繕は約1,250万円。令和2年度は、当初予算2,800万円に対し、突発的修繕は約300万円。令和3年度は、当初予算2,130万円に対し、突発的修繕は約435万円でございます。

以上でございます。

○神田 隆議長 柳谷議員。

○13番 柳谷 泉議員 再質問といたしまして、1点目のことでございますけれども、費用対効果が得られているということですが、原油高騰による燃料調整費の単価の急激な値上げによるということもございますけれども、今後、光熱水費の上昇を組合としてどのように価格転嫁を考えて

いるのか、まずお伺いさせていただきたいと思います。

2点目のほうでございますけれども、今年度から令和9年度までの修繕計画を立てておりますけれども、突発性の修繕だということでございます。今年度ではなくて今年度以降の修繕計画に盛り込まれていたものなのか、まずお伺いさせていただきたいと思います。

あと、今後、廃炉に向かうため、余裕がない修繕計画になっているのではないかなど私は思っておるのですが、もう少し余裕を持って修繕計画の見直し等を行っていただきたいと思いますので、この辺もよろしく願いいたします。

あと、過去5年間聞かせていただいたのですが、これだけ突発性の修繕がございますので、やはり当初予算も突発性の予算を見込んで予算計上を図っていけるような余裕を持った予算計上にさせていただきたいと思いますが、この点をよろしく願いいたします。

○神田 隆議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目の光熱水費の上昇等を組合の対応として価格転嫁をどう考えるのか、負担金の影響についてでございます。当組合での収入は、限られた財源でしかなく、決算でも構成市町負担金は約60%を占めております。また、約20%を占める清掃施設手数料の事業系手数料を値上げすることも考えられますが、現在ではごみを減らす意識が広まっていくことも想定されてまいりますので、手数料からの大きな収入増は見込めないのではないかと考えてはおります。

構成市町負担金は、平成27年度から4億8,000万円で固定して推移してまいりました。令和4年度からは、この4億8,000万円に新施設に係る建設推進費が追加されましたので、今後も同様な負担金の算出になろうかとは思われます。しかしながら、当センターの維持管理に係る費用として、今後4億8,000万円では厳しくなった場合には、必要な予算に対しての負担金の調整も今後課題となってくることも想定されてまいります。

次に、2点目の、今回の修繕は次年度以降の計画に盛り込まれていたのか。また、修繕計画の見直しは考えているのか。それと、突発性の修繕費を予算に計上すべきだかについてでございます。

まず、本補正の修繕は突発的に発生したものです。令和9年度までの修繕計画にはない修繕でございました。

次に、修繕計画の見直しにつきましては、精密機能検査を基に計画したものですので、現在見直すことは考えておりませんが、今後、新施設の進捗状況も勘案しながら、必要に応じて再検討すべきかなどは考えております。

次に、突発性の修繕費用を見込み当初予算に計上することにつきましては、これから新年度予算編成に入りますので、管理者と協議検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 柳谷委員。

○13番 柳谷 泉議員 最後になりますので、正副管理者にお願いを申し上げたいと思いますけれども、昨年まではこの組合は解散して行くという部分が思われていたことでもありますけれども、今後の建て替え等、維持管理をしていく部分が大変重要だと思いますので、方向性が決まったので、正副管理者会議等で負担金等の話しやすい状況も生まれてきているのかなという部分がございますので、その点必要であるならしっかりとした予算を正副管理者会議で話し合いを持っていただきまして、いろんな桶川市のごみの問題や吹上分という部分もございますので、しっかりと議論をして、予算の確保等も含めてやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑ありませんか。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 大きく2点お願いします。

まず、1点目につきましては、基金の繰入れ後の残高です。財政調整基金と施設整備基金、それぞれにつきまして繰入れ後の残高について説明をお願いします。

それから、2点目ですけれども、塵芥処理費の光熱水費の関係です。原油高の影響ということもあって、当初予算から大幅な引上げとなっていますが、この積算の仕方について、既に発表されている単価で3月までいったらこれぐらいかかるということで積み上げているのか、それとも今後もひょっとしたらまだ引上げがあるかもしれないということを踏まえて、ある程度余裕を持って積み上げているのか、その積算の仕方について説明を求めます。

○神田 隆議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目、それぞれ財政調整基金と施設整備基金の補正後の残高ということでございますが、まず財政調整基金を本補正で4,255万8,000円の繰入れをした場合、当初予算でも繰入れを予定しておりますので、両方を差し引いた場合の残高でございますが、2,440万4,830円になる見込みでございます。続きまして、施設整備基金でございますが、本補正8万4,000円の増額をした場合の残高でございますが、14億155万6,498円になる見込みでございます。

2点目に、燃料調整費についてでございますが、桜井議員さん言われるように、もう既に10月までの単価が示されております。4月からの値上げを考慮しまして、今年度3月までの5か月間は事務局でどの程度まで上がるかという試算をしまして出たものが今回の3,900万円の増額という積上げでございます。

以上です。

○神田 隆議長 桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 ありがとうございます。財政調整基金の残高も今回かなり補正で繰入れを入れていまして、残り2,440万円となっています。という状況で、光熱水費のほう、取りあえず現状

で見込める範囲で3,900万円を見込んでいるわけですがけれども、まだまだ円安も進んでおりますし、今後物価高が起る可能性もございます。今後、さらなる引上げということが、あるいはさらなる突発的な修繕が発生することが想定されるわけなのですけれども、現状の財政調整基金の残高を見ますと、この中で対応するとかなり厳しいのではないかと。そういったときに、特に物価高、原油高の影響であれば、ある程度構成市町のほうに補助を求めるとか、少し負担を求めるということも必要かとは思うのですけれども、そういった検討はされているのでしょうか。

○神田 隆議長 成井事務局長。

○成井治久事務局長 2回目のご質問でございますが、基本的には構成市町の負担金は、先ほど申し上げましたが、4億8,000万円と組合のほうでやっていくということがこれまででしたが、財政調整基金については、財政規模から見てやはり7,000万円ぐらいいは取っておかないと不安なのかなというのは正直なところでございます。ただ、一つ、修繕も多くなってきております。その反面、施設整備基金の目的については、修繕にも対応できるという条例内容になっていますので、どうしても突発的に大きな金額がかかるようであればそちらのほうで対応は取りあえずできますので、ご指摘の内容をよく来年度の予算も含めまして検討させていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第10、議案第13号 令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題とします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 質問いたします。

まず、1点目として、ページ数で言うならば14ページ、15ページですが、この中の総務費に負担金等の関係があるのですけれども、荒川荘に対する負担金の関係なののですけれども、川島町の芝沼、これは同じ地域ですから分かるのですけれども、小見野地区にやはり使用料の補助をしているということなので、小見野地区といっても広いものですからどの範囲かを説明してください。

2点目ですが、18ページ、19ページの関係なのです。これ原材料費の関係なののですけれども、これも関連するのですけれども、センターの設置場所、これ吉見町の大串地区という形になるのですけれども、同じくこれに関して小見野地区に敷き砂利を提供しているわけです。これも関連するかと思うのですけれども、大串というのは5つの行政区があるわけです。そういう意味で、川島の小見野地区に提供しているということなのですけれども、大串の住民から言うならば、うちのほうは何も恩恵がないという形の意見が出されております。これについて説明をお願いします。

3点目が、同じく周辺整備の関係なのですけれども、これも関連するわけなのですけれども、やはり大串地区ですね、土地は大串にありますけれども、大串のほうは台山とか、いろいろな形で隣接する地域があるわけです。そういう点で、これについてその地域が対象に入っていないということはどういうものかについてお伺いいたします。

以上です。

○神田 隆議長 事務局長。

○成井治久事務局長 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目、15ページの負担金補助及び交付金で、荒川荘費用負担金の利用料を補助しているが、小見野地区はどこまでの範囲なのかについてでございます。荒川荘の利用料金は1人500円となっており、吉見町の60歳以上の方は無料ということで、建設ときにそれぞれの地元から要望がありましたので、建設当初からの協定により、60歳以上の芝沼地区と小見野地区の方は組合が利用料を負担することで無料になっております。

ご質問の小見野地区の範囲につきましては、協定書では、中組、友一、友二といった行政区と定められております。

次に、2点目、19ページの原材料費でございますが、当センターの住所は大串であるが、近隣対策として川島町芝沼地区及び小見野地区へ道路敷き砂利を提供しているが、大串には提供していな

いのはどうしてなのかについてでございます。荒川荘利用負担金と同様に、建設時にそれぞれの地元から要望がありましたので、地元対策として川島町近隣地域との約束事項に基づき、芝沼地区と小見野地区に道路への敷き砂利を提供したものと伺っており、現在に至っているわけでございます。

次に、3点目の負担金補助及び交付金で、当センターの住所は大串であるが、周辺整備負担金の周辺整備事業が実施されていないのはについてでございます。周辺整備事業の経過でございますが、平成11年に実施したダイオキシン類対策工事の際、債権者から和解条項違反として工事差止めの裁判が起こされ、当時の正副管理者会議で地元の理解を得るために、建設当時、地元要望のあった道路や水路などの整備を行ったのが現在の周辺整備事業の始まりでございます。また、この周辺整備事業は、土手に囲まれた東第二地区での整備と認識しております。

このように、周辺整備事業は、建設時に地元からの要望が基本となっておりますので、建設当時、大串地区からの地元要望がなかったのではないかと思います。

以上でございます。

○神田 隆議長 齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 今、大串のところに荒子地区も混在しているのです。それから、飯島新田が東第一地区の堤防の西側にある。いろんな形で吉見町でもそういう場所、小見野と比べれば混在していますので、今後の問題として検討、町民の皆さんに私のほうで説明する関係があるのですけれども、そういう点で要望があるということを知っておいてほしいなということです。

以上です。

○神田 隆議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 これをもちまして討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり認定されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○神田 隆議長 日程第11、議会行政視察研修の実施についてを議題といたします。

視察内容について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長。

○大澤修一総務課長 それでは、議会行政視察研修案につきましてご説明を申し上げます。

事前に配付いたしました令和4年度議会行政視察研修の資料に沿ってご説明を申し上げます。

表紙を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。まず、期日でございます。令和4年10月27日木曜日、28日金曜日の2日間でございます。

次に、視察先でございますが、1日目は佐賀県佐賀市の佐賀市清掃工場、2日目は、福岡県大木町のおおき循環センターを予定しております。

次に、視察の参加者ですが、組合議会議員13名と正副管理者3名及び事務局2名の計18名で予定させていただいております。

視察の目的につきましては、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的といたしております。

次に、集合場所についてですが、羽田空港の国内線、第2旅客ターミナル2階の「時計台4」の前に午前8時40分集合とさせていただきます。飛行機が9時20分発となりますので、集合時間は厳守していただきますようお願いいたします。

2ページをお願いいたします。視察の日程でございます。集合時間の8時40分までに間に合う一例をお示ししてございますが、吹上駅6時23分、鴻巣駅6時32分、北本駅6時36分の上野東京ラインを利用した場合、品川駅に7時43分着、同駅にて7時52分発の京急線エアポート急行羽田空港第1、第2ターミナル行きへ乗り換えまして、集合場所には8時26分頃に到着という予定になります。その後、9時20分発の航空機に搭乗し、佐賀空港に11時15分着となります。空港からは貸切りバスを利用いたしまして移動し、佐賀市内で昼食を取り、佐賀市清掃工場の視察は13時30分から15時30分の2時間を予定してございます。視察後は、そのまま市内の宿泊地、ホテルルートイン佐賀駅前へ向かいまして、夕食は、意見交換会を兼ねまして、ホテル近くの飲食店を予定いたしております。

2日目は、ホテルを8時15分に出発し、貸切りバスを利用し、おおき循環センターを9時から10時30分まで視察する予定でございます。視察後は福岡市内で昼食を取りまして、福岡空港14時15分発の航空機に搭乗、16時5分に羽田空港着となり、行程どおり16時30分に京急電鉄に乗りいたします。

と、鴻巣駅には18時30分頃の到着という予定になっております。

なお、参加される方の最寄り駅から羽田空港までの往復のJR線等の乗車券につきましては、事務局で事前に用意をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。視察先の概要でございます。1日目の佐賀市清掃工場の施設は、既存の施設でゴミを焼却した際に発生する排ガスから二酸化炭素を分離、回収して、野菜の植物工場や微細藻類の培養に利用できる日本初の焼却施設におけるプラントの実証実験が終わりまして、現在実用化をされ、既に二酸化炭素の売却を行っている施設でございます。

次に、2日目のおおき循環センターの施設は、バケツコンテナ方式によりまして回収した生ゴミを利用して、バイオガスと液肥を生成して発電や肥料を生産している施設でございます。また、大木町では、紙おむつを専用回収ボックスで分別収集して、民間企業で紙おむつのリサイクルをしております。

なお、大木町には焼却施設はなく、隣接の大川市の清掃工場へ処理をお願いしているところでございます。

次のページには、視察先及び宿泊先の位置図を、最後のページには、集合場所でございます羽田空港第2ターミナルの案内図を添付いたしました。赤字で囲まれた部分が集合場所の「時計台4」でございます。

行政視察研修につきましては以上でございます。

○神田 隆議長 ただいま総務課長より視察の内容について説明がありました。

何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第12、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。

お諮りいたします。柳谷議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおり可決、認定をいただきまして、大変ありがとうございました。

毎回申しておるわけでございますけれども、当センターは昭和59年に稼働して以来、本年で39年目を迎えてございます。この間、地元の皆様、議員各位のご理解をいただき、順調に運転をさせていただいておることに深く感謝を申し上げるところでもございます。

現在、新たなごみ処理施設の建設に向けて、建設検討委員会が設置され、事業を推進しておりますが、新施設が完成するまでの間、当センターを適切に維持していかなければなりませんので、今後も種々の保守点検整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝にてのご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神田 隆議長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月19日

議 長 神 田 隆

署 名 議 員 齊 藤 嘉 宏

署 名 議 員 柳 谷 泉

署 名 議 員 川 崎 葉 子